

改正	現行
<p>富山県農林水産部情報共有システム活用試行要領</p>	<p>富山県農林水産部 情報共有システム活用試行要領</p>
<p>1 総 則</p> <p>1-1 ~ 1-2 【略】</p> <p>1-3 試行対象工事及び業務</p> <p>本試行は、工事については予定価格 <u>20</u> 百万円以上のすべての工事で本試行を行うものとする。ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議のうえ本試行の対象外とすることができる。</p> <p>また、上記以外の場合であっても、受注者の希望する場合、受発注者協議のうえ、本試行に取り組むことができる。</p> <p>業務については、受注者の希望する場合、受発注者協議のうえ、本試行に取り組むことができる。</p> <p>1-4 【略】</p> <p>1-5 情報共有システムの利用上の留意点</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化</p> <p>利用者^{*3}は、2-2による登録を経て、アカウント（ID、パスワード）を得た時点から利用権限を付与されたものとする。アカウントを得た利用者は、情報共有システムの利用に努めるものとする。</p> <p>【削除】</p> <p>(3) 【略】</p> <p>1-6 【略】</p> <p>1-7 費用</p> <p>工事における、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。</p> <p><u>業務における、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、直接経費に積み上げ計上する。</u></p>	<p>1 総 則</p> <p>1-1 ~ 1-2 【略】</p> <p>1-3 試行対象工事及び業務</p> <p>本試行は、工事については予定価格 <u>40</u> 百万円以上のすべての工事で本試行を行うものとする。ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議のうえ本試行の対象外とすることができる。</p> <p>また、上記以外の場合であっても、受注者の希望する場合、受発注者協議のうえ、本試行に取り組むことができる。</p> <p>業務については、受注者の希望する場合、受発注者協議のうえ、本試行に取り組むことができる。</p> <p>1-4 【略】</p> <p>1-5 情報共有システムの利用上の留意点</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化</p> <p>利用者^{*3}は、2-2による登録を経て、アカウント（ID、パスワード）を得た時点から利用権限を付与されたものとする。アカウントを得た利用者は、情報共有システムの利用に努めるものとする。</p> <p>システムの利用状況の確認、トラブル発生時の円滑な状況把握に資するため、農村整備課技術管理係の担当者にもアカウントの付与を速やかに行うものとする。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>1-6 ~ 1-7 【略】</p> <p>1-7 費用</p> <p>工事における、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。</p> <p><u>業務における、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、すべて受注者の負担とする。</u></p>

<p>2 準備</p> <p>2-1 情報共有システム利用環境</p> <p>情報共有システムの利用環境及びセキュリティ要件は、別表2及び別表3によるものとする。また、受注者は、以下の確認等を行うものとする。</p> <p>(1) 通信回線の確認</p> <p>受注者は、現場事務所等におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線等の通信速度及び実効速度等について確認し、利用できる体制を整えるものとする。なお、環境を整えることが不可能な場合は、監督員等と協議するものとする。</p> <p>(2) 対応パソコン・OS等の確認</p> <p>受注者は、使用する端末（パソコンのOSやCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度等）について確認し、利用できる体制を整え対応パソコン・OS等の確認</p> <p>受注者は、使用する端末（パソコンのOSやCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度等）について確認し、利用できる体制を整える<u>ものとする。</u></p> <p>(3) 対応ウェブブラウザの確認</p> <p>受注者は、使用するウェブブラウザについて確認し、利用できる体制を整えるものとする。</p> <p>(4) セキュリティの確認</p> <p>受注者は、情報共有システムに係るデータの保管やサイバー攻撃、不正アクセス等に対するセキュリティ対策及び要件について、サービス提供者に確認<u>するものとする。</u></p> <p>2-2 【略】</p> <p>3 情報共有システムの利用</p> <p>3-1 情報共有システムで扱う工事等関係書類</p> <p>別紙4-1または別紙4-2情報共有システム対象書類一覧に掲げる書類とする。<u>契約後、情報共有システム試行事前協議シートにより受発注者協議を行い決定するものとし、原則、受注者の希望する内容にて実施するものとする。</u></p> <p>4 ~ 6 【略】</p> <p>附 則 本要領は、平成30年4月1日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、平成31年4月15日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和3年4月1日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和4年10月1日の決裁に係る工事から適用する。</p>	<p>2 準備</p> <p>2-1 情報共有システム利用環境</p> <p>情報共有システムの利用環境及びセキュリティ要件は、別表2及び別表3によるものとする。また、受注者は、以下の確認等を行うものとする。</p> <p>(1) 通信回線の確認</p> <p>受注者は、現場事務所等におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線等の通信速度及び実効速度等について確認し、利用できる体制を整えるものとする。なお、環境を整えることが不可能な場合は、監督員等と協議するものとする。</p> <p>(2) 対応パソコン・OS等の確認</p> <p>受注者は、使用する端末（パソコンのOSやCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度等）について確認し、利用できる体制を整え、現場事務所で使用する端末の型式・型番を監督員等に報告するものとする。</p> <p>(3) 対応ウェブブラウザの確認</p> <p>受注者は、使用するウェブブラウザについて確認し、利用できる体制を整えるものとする。</p> <p>(4) セキュリティの確認</p> <p>受注者は、情報共有システムに係るデータの保管やサイバー攻撃、不正アクセス等に対するセキュリティ対策及び要件について、サービス提供者に確認し、監督員等に報告するものとする。</p> <p>2-2 【略】</p> <p>3 情報共有システムの利用</p> <p>3-1 情報共有システムで扱う工事等関係書類</p> <p>別紙4-1または別紙4-2情報共有システム対象書類一覧に掲げる書類とする。</p> <p>4 ~ 6 【略】</p> <p>附 則 本要領は、平成30年4月1日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、平成31年4月15日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和3年4月1日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和4年10月1日の決裁に係る工事から適用する。</p>
---	--

附 則

本要領は、令和5年4月1日の決裁に係る工事から適用する。

別表 5

契約図書等の記載例

項目	記載例
1 特別仕様書	<p>(20 百万円以上の工事)</p> <p>1 本工事は、情報共有システムの活用対象工事である。ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議のうえ本試行の対象外とすることができるものとする。 (上記以外の工事)</p> <p>1 本工事は、情報共有システムの活用試行対象工事であり、受注者が希望すれば情報共有システムを活用することができるものとする。 (委託業務)</p> <p>1 本業務は、情報共有システムの活用試行対象工事であり、受注者が希望すれば情報共有システムを活用することができるものとする。</p> <p>2 受注者は、工事（業務）契約後、速やかに情報共有システム会社と契約を行うとともに、監督員（調査職員）と情報共有システム試行事前協議チェックシートにより情報共有の実施方法及び対象書類について協議を行うものとする。</p> <p>3 試行は、別添の富山県農林水産部情報共有システム活用試行要領によるものとする。</p> <p>4 電子納品における利便性をあげるため、使用する情報共有システムについては、富山県の工事（業務）様式を Web 形式で入出力できるシステムを優先するものとする。</p> <p>5 受注者は、発注者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p> <p>6 受注者は、情報共有システムで取り扱ったデータを電子納品に含め提出するものとする。</p>

別表 5

契約図書等の記載例

項目	記載例
1 特別仕様書	<p>(40 百万円以上の工事)</p> <p>1 本工事は、情報共有システムの活用対象工事である。ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議のうえ本試行の対象外とすることができるものとする。 (上記以外の工事)</p> <p>1 本工事は、情報共有システムの活用試行対象工事であり、受注者が希望すれば情報共有システムを活用することができるものとする。 (委託業務)</p> <p>1 本業務は、情報共有システムの活用試行対象工事であり、受注者が希望すれば情報共有システムを活用することができるものとする。情報共有システムの運用に係る経費は受注者の負担とする。</p> <p>2 受注者は、工事（業務）契約後、速やかに情報共有システム会社と契約を行うとともに、監督員（調査職員）と情報共有システム試行事前協議チェックシートにより情報共有の実施方法及び対象書類について協議を行うものとする。</p> <p>3 試行は、別添の富山県農林水産部情報共有システム活用試行要領によるものとする。</p> <p>4 電子納品における利便性をあげるため、使用する情報共有システムについては、富山県の工事（業務）様式を Web 形式で入出力できるシステムを優先するものとする。</p> <p>5 受注者は、発注者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p> <p>6 受注者は、情報共有システムで取り扱ったデータを電子納品に含め提出するものとする。</p>